

# ゲルマニウム・ブレスレット

以下は「[体に良いとうたうゲルマニウム使用のブレスレット](#)」( 国民生活センター[ 2009 年 6 月 25 日 : 公表 ]) よりの引用。

- ・テスト対象銘柄に表示されていたゲルマニウムの健康への効果は、文献調査及び製造・販売業者に対するアンケート調査を実施したところ、根拠となる科学的データが確認できなかった。ゲルマニウムブレスレットを購入する人は健康への効果を期待すべきではない。
- ・ベルト部分からはゲルマニウムは検出されず、12 銘柄中 8 銘柄は黒色又は金属の粒部分にもゲルマニウムが微量しか含まれていなかった。うち 1 銘柄はゲルマニウムが検出されなかった。

以下も参照。

1. 「[やっとゲルマニウムもチェックされたか](#)」 Archives, 2009/06/25
2. 「[ゲルマニウムは効かないよ](#)」 kikulog, 2009/6/26

「ゲルマニウムブレスレット：健康効果を科学的に確認できず」

(リンク切れ) 毎日新聞 2009 年 6 月 25 日 19 時 10 分

国民生活センターは 25 日、健康効果をうたうゲルマニウムブレスレットの成分調査で 12 銘柄中 8 銘柄にゲルマニウムがほとんど含まれていないことが分かったと発表した。ゲルマニウム自体の健康効果についても科学的根拠は確認できず、表示法や薬事に違反するおそれがあるとして公正取引委と厚生労働省などに監視・指導の徹底を求めた。

ゲルマニウム使用アクセサリに関する相談が 04 年度からの 5 年間で 2309 件に上ることから 2 月 5 日に調査を実施した。インターネット通販などで流通量が多いとみられる 1 万 5000 円未満の 12 品を選定。ベルト部分に埋め込まれた黒色粒などのゲルマニウム含有量を調べた。

いずれも「純度 99.99%」などと高純度がうたわれていたが、4000 円未満の 7 品ではゲルマニウム含有量は 1.5% 未満で、検出されない銘柄もあった。9000 円以上の 5 品では 4 品は 96.10%、10.0% だったが 1 品は 0.1% だった。

また「生体電流を整え、血行をよくする」「電子を放出し、細胞を活性化させる」など何らかの効果を示す表示も全銘柄にあったが、科学技術振興機構による日本最大の科学技術文献情報データベース(2080 万件収録)では過去 5 年分に科学的根拠を示す文献はなかった。同センターは「健康効果は期待すべきでない」としている。【山田泰蔵】

「ゲルマニウムブレスレット「疲労和らく」根拠なし」

(リンク切れ) Yahoo Janan News, 2009 年 6 月 25 日 22 時 34 分配信 読売新聞

国民生活センターは 25 日、インターネット上で販売されているゲルマニウムの使用をうたったブレスレットの中に、ほとんどゲルマニウムを使っていなかったり、薬事法上問題のある表示をしていたりするものがあると発表した。

同センターは、ゲルマニウムを 100% 近く使っているなどと表示して販売していた 1 万 5000 円以下のブレスレット 12 銘柄を 2 月 5 日に調査。その結果、6 銘柄でゲルマニウムの含有量が 1% に満たず、1 銘柄では検出されなかった。また、ブレスレットは医療機器として認められていないにもかかわらず、5 銘柄は「疲労を和らげる」「血液をさらさらにする」など、薬事法に抵触する恐れのある表示をしていた。

同センターは業者に表示の改善を求めるとともに、厚生労働省などに指導の徹底を要望。消費者に対しては、国内外の文献を調べたり事業者にアンケートをしたりしたが、ゲルマニウムの人体への効果を表す科学的根拠は確認できなかった。購入者は健康への効果を期待すべきではない」としている

その他のリンク切れリンク

1. 「「ゲルマニウムブレスレット」「効果に根拠なし」…国民生活センター警告」(リンク切れ)  
(2009年6月26日 読売新聞)
2. 「ブレスレット：ゲルマニウム含まれず 国民生活センター調査、12品中8品で」(リンク切れ)【山田泰蔵】毎日新聞 2009年6月26日 東京朝刊

2010年1月：「温熱器」で逮捕

「「がんに効く」ゲルマ温熱器を無許可販売、容疑の経営者ら逮捕」

(リンク切れ) 読売新聞 (2010年1月6日)

「ゲルマニウムががんに効く、などとうたい、医療機器を無許可で販売したとして、兵庫県警生活経済課などは6日、同県尼崎市の医療機器製造販売会社「ルルドゲルマニウム」を捜査し、田中好信容疑者(59)(同県伊丹市)を薬事法違反(無許可製造販売)容疑で逮捕した。この医療機器を製造したとして、大阪市北区の同「プロテックフジ」社長・和田正記容疑者(55)(大阪府豊中市)も同法違反(偽造)容疑で逮捕した。2人は「(国の許可が必要な)医療機器ではなく、健康器具だ」などと容疑を否認しているという。

ル社はホームページ(HP)で「腫瘍(しゅよう)や脳梗塞(こうそく)にも効果的」などと宣伝し、会社を訪れた客らに、約2年間で約40台(約5000万円)を売り上げていたという。

捜査関係者によると、田中容疑者は2007年9月、和田容疑者に依頼して、厚生労働大臣の許可を得ず温熱治療器「ジェネワン」3台を約40万円で製造させ、同年12月、09年1月、68歳、34歳の男女3人に計345万円で販売した疑い。

この治療器は、ゲルマニウムを患部に当てて、熱とマイナス電子を照射する仕組みといい、ル社は「疾患のがん細胞を死滅させ、細胞を正常にする」などと効果を説明していたという。ほかに、ゲルマニウムを使ったブレスレットなども販売し、約1700万円の売り上げがあったとされる。

厚生省が04年5月、ゲルマニウム食品の効能をうたった前身会社のパンフレットを見つけ、同法違反の恐れがあるとして県に連絡。県は同年7月に立ち入り調査するなどして、再三指導したが改善されず、09年9月、県警に通報した。

県警は翌10月に同社などを捜査。厚生省は県警からの問い合わせに「同治療器は健康器具ではなく、医療機器に該当する」と回答している。

国民生活センターによると、ゲルマニウム関連の商品やサービスの苦情は多く、「こりの緩和」「血行の改善」などとPRしたアクセサリに関する相談は、04年4月からの約5年間で約2300件。内容は「効果がない」「皮膚がかがれた」などが多かった。

同センターは「現時点で、ゲルマニウムの治療効果に科学的根拠は認められない。購入の際は、健康への効果を期待しないよう注意してほしい」と呼びかけている。

以下のページも参照

- ・「まだしつこくゲルマニウム」 Archives, 2010/01/07
- ・「先日摘発されたルルドゲルマニウム社について」 幻影随想, 2010年01月09日

2007年11月：「血液さらさら」で逮捕

2007年にもゲルマニウムブレスレットで逮捕者が出ている。

『「血液サラサラ」詐欺容疑で社長ら逮捕、被害24億円超』

2007年11月6日13時8分配信 読売新聞(リンク切れ)

血液がサラサラになると健康効果があるように偽ってブレスレットを売りつけたとして、千葉県警生活経済課と鎌ヶ谷署は6日、東京都豊島区の健康器具販売会社「サンキョーコーポレーション」社長の同区池袋2、梶本稔容疑者(60)と同社幹部ら計7人を詐欺の疑いで逮捕した。

“健康ブレスレット”を巡る苦情や相談はここ数年、国民生活センターに多数寄せられているが、詐欺容疑での立件は全国初。県警は1都2府36県の8200人に販売し、24億50

00万円の売り上げがあったとみて裏付けを急いでいる。

調べによると、梶本容疑者らは2006年2月から10月までの間、お年寄りの女性ら愛知県などの計18人に、健康効果があるように偽って1本約2万円で仕入れた「ゲルマニウムプレスレット」を25～30万円程度で販売し、計約680万円をだまし取った疑い。

『プレスレット詐欺「血液さらさら」と偽り販売、社長逮捕』

2007年11月6日17時6分配信 毎日新聞（リンク切れ）

「身に着けると血液がさらさらになる」と金属製プレスレットを高額で販売したとして、千葉県警生活経済課などは6日、健康器具販売会社「サンキョーコーポレーション」（東京都豊島区）社長、梶本総容疑者（60）＝同区池袋2＝ら7人を詐欺容疑で逮捕した。同社は04年1月から今年4月にかけて、39都府県の高齢者ら約8200人にプレスレットを販売、約24億5000万円の売り上げがあったとみられ、県警は全容解明を目指す。

他に逮捕されたのは、同区西池袋3、元同社社長室長、末光秀男（40） 同区池袋2、元同社監査役、後藤厚子容疑者（51）らいずれも元同社幹部の6容疑者。

調べでは、梶本容疑者らは昨年2月から10月にかけて、同社が愛知県内など13カ所で開いた特設会場で、同県一宮市の無職の男性（63）ら18人にプレスレット18個（合計代金680万円）を販売した疑い。仕入れ値は1個約2万円だが、20万～45万円で販売していた。

同課によると、同社は衣類や日用品の格安販売会を各地で開催。会場では、訪れた客の指先の血液をプレスレット装着前と後の2回採取して、顕微鏡で実際に見せる「検査」を実施して見せかけて効果があるように装っていた。

事件は、千葉県鎌ヶ谷市の女性（66）が昨年7月、「無理やりプレスレットを買わされた」と県警に相談したことから発覚。同課などは今年4月に特定商取引法違反容疑で同社を自宅捜索し、詐欺容疑での立件に向け裏付け捜査を進めていた。【山本太一】

以下の「事象の地平線」過去ログ倉庫」も参照。

- ・「ゲルマニウムプレスレット詐欺」 2007/11/06
- ・「なぜ「ゲルマニウム（健康グッズ限定）」の効果がまったく期待できないか」 2006/12/27

2007年8月：「G（ゲルマ）のパワーでやせる」に業務停止命令

- ・「特定商取引法違反の通信販売業者2社に対する業務停止命令（3か月間）について」（pdfファイル）平成19年8月24日 経済産業省

経済産業省は、著しい瘦身効果を謳った「ダイエットGプレート」「ドクターGスリム」と称するサンダルやクッション、枕等を販売している通信販売業者である

有限会社ビューティー・アートセンター（東京都文京区）

有限会社通販エクスプレス（東京都渋谷区）（以下、「2社」という。）

に対し、特定商取引法の違反行為を認定し、同法第15条の規定に基づき、平成19年8月25日から平成19年11月24日までの3か月間、2社の通信販売に係る広告、申込み受付及び契約締結の各業務を停止するよう命じました。

認定した違反行為は、虚偽・誇大広告、広告表示義務違反です。

## 飲むゲルマニウム

『「飲むだけでやせる」はうそ 公取が通販2社に排除命令』

2008年4月1日17時17分配信 産経新聞（リンク切れ）

有機ゲルマニウムが入った錠剤を服用したり、お茶を飲んだりすることで、デトックス効果により痩（や）せるとの内容の広告を新聞に載せ、通信販売などをしてきた2社に対して、公正取引委員会は1日、景品表示法違反（優良誤認）にあたるとして排除命令を出した。

2社は実際にやせた女性の体験談を広告に載せていたが、創作した話だった。

排除命令を受けたのは「ウィズダムコーポレーション」（東京都港区）と「ビューティーサイエンス研究所」（横浜市南区、清算中）。

公取委によると、2社は「ゲルマデトックスダイエット」「ゲルマ・デトック・ハーブティー」などの顆粒(がりゅう)状の商品やお茶を販売、19年4～7月、朝日新聞などに折り込みチラシを計190万部配布した。

チラシには「飲んだら待つだけ!!内臓脂肪をそぎ落とす」などとうたい、主婦、OL、大学生の女性の写真付き体験談や「独医学が生んだ最新ダイエット術」として発案者のドイツ人ドクターの写真が掲載された。しかし、これらはモデル事務所の女性やインターネットから引用だった。

公取委は2社がうたったダイエットの効能について、根拠となる資料の提出を求めたが、ウイスタム社は提出したもののチラシとほぼ同様の内容で、公取委は「根拠がない」と結論づけた。

また「購入者の93%が効果を実感!」としたアンケートも掲載したが、こうしたアンケートはしていなかった。

**デトックス** 一般に特定の食品や入浴などにより、体内の有害な物質を排出させることにより、健康を増進させる方法とされる。

以下のリンクも参照

- ・「デトックスによる痩身効果を標ぼうする商品の販売業者2社に対する排除命令について」  
平成20年4月1日、公正取引委員会

参考リンク

- ・「ゲルマニウム」「健康食品」の素材情報データベース
- ・「ゲルマニウムに関する情報(Ver.090115)」 5.ゲルマニウム含有食品による健康被害、「健康食品」の安全性・有効性情報
- ・「プレスレットは効かないだけだが、食べると実害のあるゲルマニウム」 忘却からの帰還、2009年06月27日
- ・「ゲルマニウムを含有させた食品の取扱いについて」 保険機能食品・健康食品関連情報、(昭和六三年一〇月一二日)(衛新第一二号)(各都道府県知事・各政令市市長・各特別区区长あて厚生省生活衛生局長通知)
- ・「(株)浅井ゲルマニウム研究所の薬事法違反に係る告発及び製品の回収について」 厚生労働省、報道発表資料、平成9年4月10日